

京都市告示第 205 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 5 月 18 日

京都市長 梶 本 頼 兼

道路の種類 一般国道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
367号	左京区八瀬花尻町198番地の4地先から	旧	メートル 107.00	9.00 ～メートル 14.50
	同町208番地の1地先まで	新	107.00	11.24 ～ 17.77

(建設局道路部道路明示課)